

No	主な意見	意見件	意見に対する考え方・対応
1	海洋投入処分の代替措置の実施は容易ではない。補助制度の導入・拡大等を要望する。	2	平成14年度廃棄物処理施設整備費国庫補助より、し尿、浄化槽汚泥の適切な陸上処理を推進するため、今後、し尿等処理物について海洋投入処分から陸上処理に切り替える自治体に限り、し尿・浄化槽汚泥の高度処理を行う施設（資源化設備のない施設）を補助対象とすることを予定しています。
2	代替措置を図る場合、様々な工程を経る必要があり、施行が公布の日から3年以内では短すぎる。	9	海洋環境への負荷低減を図るため、可能な限り、早期に陸上処理への転換が図られるべきですが、御指摘を踏まえ、し尿等処理物の海洋投入処分の禁止について、現にし尿等処理物の海洋投入処分を行っている者については施行日から5年間猶予することといたしました。
3	突発的な事故や故障により、施設が停止した場合については、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入を認めてほしい。	1	突発的な事故や故障により、施設が停止した場合であっても、し尿等処理物について海洋投入処分を行えば、海洋環境に負荷を与えることになるものであり、海洋投入を認めることはできません。 施設が停止した場合を含めてし尿、浄化槽汚泥の処理体制を確保しておくことが必要です。
4	地方公共団体に対し、合併浄化槽の普及を予測した浄化槽汚泥の明確な処理計画に見直しを行うよう指導をお願いする。	1	処理計画は市町村が自らの責任において、必要に応じ適宜見直しに行くべきものであると考えております。
5	し尿等処理物の海洋投入処分が海洋環境に与える影響について、科学的な検討が必要である。 また、し尿等処理物の海洋投入処分を全面的に禁止すれば、海洋投入処分業者に打撃を与えることは明らかであり、反対する。	6	我が国においては、平成11年度実績で年間164万キロリットルのし尿、浄化槽汚泥が海洋投入処分されておりますが、し尿等処理物の海洋投入処分は海洋環境への負荷を与える行為であり、国際的にも廃棄物の海洋投入処分量が削減される方向であります。 従って、し尿等処理物の海洋投入処分については、一定の猶予期間を置いた上で禁止することが妥当です。
6	全国の海洋投入処分業者が等しく「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の適用が図られるよう要望する。	1	「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の適正な施行に努めてまいります。
7	し尿等処理物の海洋投入処分禁止措置に賛成する。	4	現にし尿等処理物の海洋投入処分を行っている者については5年間の猶予期間を設けた上で、平成14年2月1日にし尿等処理物の海洋投入処分を禁止する政令が施行されました。

1つの意見書において複数の意見内容に該当するものは、それぞれの意見件数としてカウントしております。